令和8年度

委託番号　08－G206－Y3

県単道路除雪事業
歩道無散水融雪設備保守点検業務委託

特　記　仕　様　書

令和8年11月

北秋田地域振興局建設部

歩道無散水融雪設備保守点検業務委託　特記仕様書

第1条　　総則

　歩道無散水融雪設備保守点検業務委託契約に基づき、委託した業務については、当該業務委託契約書、設計図書及びこの特記仕様書に定めるところによる。

第2条　　監督職員

　この特記仕様書において監督職員とは、発注者が当該業務委託の監督権限を行使するものとして、受注者に通知した職員をいう。

第3条　　業務内容

1．保守点検業務

　業務着手後、速やかに保守点検計画を立て、稼働前点検を実施すること。また、今後の降雪および路面凍結が見込めないと判断された場合は終了時点検を実施すること。

　また、業務終了に際し提出する業務報告書（点検結果）に次年度の保守点検業務での実施が望ましい項目を記載すること。

2．保守点検内容

〇操作盤、操作盤内各種計器・機器の外観（摩耗,変形,損傷）、作動状況及び異常の有無

確認項目：制御盤電源ON・OFF、電圧計･電流測定、漏電遮断機･電磁開閉器･継電器・降雪感知器・異常警報装置・パトライト　外観（摩耗,変形,損傷）確認,動作確認,異常音等の有無

〇揚水機械設備の外観、作動状況及び異常の有無確認

確認項目：水中モーターポンプ絶縁抵抗値測定

〇消雪設備の作動状況及び異常の有無確認

確認項目：放熱管部・本管部漏水,異常音確認、消雪不良箇所確認、本管排泥

3．業務実施に際し支障がある項目が生じた場合は速やかに監督職員に報告し、応急対策について別途協議する。

4．施設稼働中、漏水、消雪不良等の異常が認められた箇所がある場合、速やかに監督職員に報告すること。

第4条　　交通安全管理

　受注者は当該業務が危険性を伴う道路上の作業であることを十分に認識し、作業員に対して常に労働安全の指導と意識向上を図り、交通誘導員を配置するなど事故防止に努めなければならない。

第5条　　提出書類

1．受注者は発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

2．受注者が発注者に提出する書類で様式の定められていないものについては、受注者において様式を定め提出するものとする。但し、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3．業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。

（1）業務概要　（2）実施方法　（3）業務工程　（4）業務組織計画
（5）打ち合わせ計画　（6）連絡体制（緊急時等）　（7）その他

令和8年度

委託番号　08－G206－Y3

県単道路除雪事業
歩道無散水融雪設備保守点検業務委託

条　件　明　示　書

令和8年11月

北秋田地域振興局建設部

歩道無散水融雪設備保守点検業務委託　条件明示書

1．放熱管洗浄

　放熱管の洗浄については、洗浄用ツールを利用し超高圧洗浄車にて管内洗浄を行うものとします。なお、これによることが出来ない場合は、別途協議します。

2．安全対策関係

　委託期間中の交通管理として、交通誘導警備員を配置するものとし、交通誘導警備員（A）を1人計上しておりますが、現地の状況等により変更が必要な場合は別途協議します。なお、交代要員は無としています。

3．諸経費率について

　本業務の共通仮設費及び現場管理費の地域補正については、施工地域補正区分を「市街地（DID補正）(1)－１」として積算しています。